

【義援金申込要領】

1. 義援金募金額 1口1万円以上

2. 募集期間 令和6年1月23日(火)～2月20日(火)

3. 申込方法

- (1) 義援金にご応諾いただける場合は、別紙「能登半島地震義援金振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月20日(火)までに事務局あてFAXにてご連絡ください。
- (2) 義援金は、2月22日(木)までに下記指定振込先へお振込み下さい。
※ご送金の際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。
※領収書は、お振込みいただいた際の控えをもって代えさせていただきます。
- (3) 本義援金は当所で取りまとめ、日本商工会議所を通じて、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。
- (4) 税法上の取り扱い（「一般寄付金」に該当します）

<個人の場合> 所得控除はありません。

<法人の場合> 下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

$(A \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1/4 = \text{損金算入限度額}$

A：期末資本金の額等＝資本金の額＋資本準備金の額

B：所得の金額＝法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額

【計算例】

期末資本金の額等 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

$[1,000 \text{ 万円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1,500 \text{ 万円} \times 2.5 / 100] \times 1/4 = \underline{10 \text{ 万円}}$

4. 振込先口座（下記いずれかの口座にお振込み下さい）

| | | | |
|------------------|----|---------|----------------|
| ◆多摩信用金庫八王子中央支店 | 普通 | 0019550 | 八王子商工会議所 |
| ◆みずほ銀行八王子支店 | 普通 | 1457449 | 八王子商工会議所 一般会計口 |
| ◆三菱UFJ銀行 八王子中央支店 | 普通 | 4540178 | 八王子商工会議所 |

【本件担当】 八王子商工会議所 総務部

TEL：042-623-6311（担当：石橋・宮本）

FAX：042-626-8138